

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称                  | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-------------------------|-----------|-------|
| 本田 謙                    | 3,350,000 | 53.15 |
| 海老根 智仁                  | 340,000   | 5.19  |
| YJ1号投資事業組合              | 285,000   | 4.52  |
| 衛藤 バタラ                  | 100,000   | 1.58  |
| 川田 尚吾                   | 70,000    | 1.11  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 69,900    | 1.10  |
| 株式会社SBI証券               | 39,400    | 0.62  |
| 横山 幸太郎                  | 32,500    | 0.51  |
| 大和 正典                   | 30,600    | 0.48  |
| 松井証券株式会社                | 30,300    | 0.48  |

|                 |      |
|-----------------|------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 本田 謙 |
|-----------------|------|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 マザーズ      |
| 決算期                 | 9 月          |
| 業種                  | サービス業        |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行なう際は、一般の取引条件と同様、適正な条件で行うことを基本方針としており、取引の健全性及び合理性について取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 定款上の取締役の員数                     | 5 名     |
| 定款上の取締役の任期                     | 2 年     |
| 取締役会の議長                        | 社長      |
| 取締役の人数                         | 3 名     |
| 社外取締役の選任状況                     | 選任していない |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし      |

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名    |
| 監査役の人数     | 3 名    |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役直轄の内部監査担当者1名が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。また、自己の属する部門の監査においては、他の部門または外部の専門家が内部監査を実施しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

監査役、内部監査責任者及び会計監査人は、年に1回面談を実施することにより、監査環境等当社固有な問題点の情報の共有及び相互の監査結果の説明及び報告の連携を行い、監査の質的向上を図っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 柳澤 文夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 片井 ふみ | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 渡辺 英治 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                   | 選任の理由                                                                                                                                                  |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柳澤 文夫 | ○    | ——                                                                                             | 柳澤氏は、東京証券取引所第二部上場企業における経理業務経験及び監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社監査役としての役割を果たして頂くことが期待でき、また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。        |
| 片井 ふみ | ○    | 片井氏は当社との間で監査契約を締結しているあずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)の出身ですが、既に同法人を退職しており、在籍時も当社の会計監査に関与しておりません。         | 片井氏は公認会計士であり、監査法人における会計監査経験と公認会計士としての専門的知見を有しております。この経験及び知見に基づき当社監査役としての役割を果たして頂くことが期待でき、また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。 |
| 渡辺 英治 | ○    | 渡辺氏は、取引先である渡辺税理士事務所の所長でございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。 | 渡辺氏は、税理士であり、税務及び会計に関する専門的な知識を有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。                                                     |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社グループの長期的な事業成長を支えるインセンティブとして、社内取締役に対し、就任時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。なお、現在付与されているストックオプションについては、従業員であった際に付与されたものです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

## 該当項目に関する補足説明

当社グループの長期的な事業成長を支えるインセンティブとして、社内取締役、従業員及び子会社の従業員に対し、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において決定しております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、Administration Divisionで行っております。取締役会の資料は、原則としてAdministration Divisionより事前配布し、社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役3名で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

### 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

### 内部監査

当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役直轄の内部監査担当者1名が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

### 会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、社外取締役を選任しておりませんが、監査役3名全員を社外監査役とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。また、監査役3名は、他の会社の役員経験者が2名、公認会計士が1名の計3名と、各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しております。当社が属する業界はまだ成長途上にあり、他社との競争も激しいため、経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信頼を得るために経営の透明性及び健全性の観点から、当該企業統治の体制を採用しております。

なお、当社では、社外取締役を選任しておりません。当社として、経営環境変化の激しいインターネット広告市場において、取締役会は、当社の事業の特性を踏まえたスピーディーな意思決定を行うことにより、よりいっそうの企業価値の向上を重視しております。そのため、当社の取締役会では、当社の事業における事業特性を深く理解でき、知識及び経験を持った人材によって構成されるべきものと考えています。現時点では、法令上の社外取締役の要件を満たし、当社の事業における特性を深く理解でき、知識及び経験を持った人材の選定に至っておりません。もし、適任者ではない方を形式的に社外取締役として選任した場合、経営判断を阻害し企業価値の向上にマイナスの影響の恐れがあり、社外取締役を置くことが相当でないと判断いたしました。一方で、当社としては、コーポレートガバナンスの強化についての社会的な要請を認識しており、当社におけるガバナンスの体制強化及び企業価値を向上するために、今後も社外取締役を設置すること及び適任とされる人材の確保をするために十分な議論と検討を継続してまいります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                          |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会の招集通知については、早期発送（開催日の約3週間前）に向けて努めてまいります。   |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 今後検討すべき事項と考えております。                            |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 今後検討すべき事項と考えております。                            |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                          | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催しております。                                            | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。                                |               |
| IRに関する部署（担当者）の設置        | IR活動の体制としましては、取締役CFOを責任者として、Administration Divisionが実施し、公正かつ適切なIR活動を行ってまいります。 |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である。」と考えております。 |

## **IV** 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。当社グループ全ての取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。
- ロ. 代表取締役社長がAdministration Division Managerを内部監査責任者として指名し、内部監査を実施することにより、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ハ. 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を「文書管理規程」に定める。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理に関する規程を制定し、リスク管理主管部署を定めるとともに、事業遂行に関わるリスクについて、リスクを識別し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講ずる。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- イ. 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、必要に応じて経営会議を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。

#### 5 当社及びその子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するために、当社の子会社管理を担当するAdministration Divisionは、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ロ. 内部監査部門は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

#### 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ハ. 監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び部署長の指揮命令を受けないものとする。

#### 7 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
- ロ. 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。
- ニ. 当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

#### 8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、Administration Division Managerの判断のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、定期的にと取締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ロ. 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- ハ. 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- ニ. 監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

1 当社は、社内イントラネットの掲示板において、コンプライアンス規程及び内部通報規程を掲載して、役職員に対して周知を行い法令遵守意識の定着に努めております。

2 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。

3 監査役は、取締役会及び経営会議の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。

4 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンス遵守を実践するために、「コンプライアンス規程」を定めており、その中では「役職員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処する」と定めております。

これらを受けて、役職員に対して反社会的勢力との取引を行わないように周知徹底を図っております

当社グループ及び当社役員及び当社役員に準ずる者は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。不当要求防止責任者を選任し、継続的に反社会的勢力の排除を行っております。

当社グループにおける反社会的勢力の排除・防止体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所轄部署はAdministration Divisionとして、運用を行っております。

具体的には、新規取引先等については、新聞記事検索サービスの「日経テレコン」等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、定期的に取り引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的

勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署の相談窓口や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターとの関係強化を強化するべく、不当要求防止責任者を選任・配置しており、反社会的勢力との関係の排除の徹底を図ります。

万一問題が発生した場合には、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

## 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、開示事項が発生した場合は取締役

会での決定後、「適時に、迅速に、平等に」開示を行う方針であります。開示にあたっては、貴所を通じての制度的開示のみならず、あらゆる一般投資家、株主にも平等に情報開示がなされるよう、機関投資家及び個人投資家に対する自発的インベスター・リレーションズ(IR)活動の積極化、

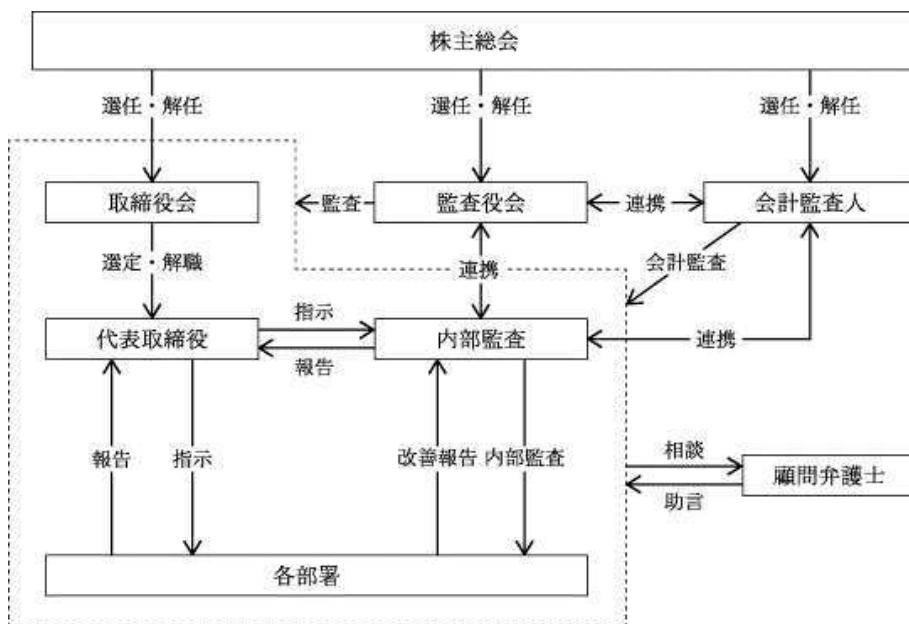
た自社のWebサイトを活用して情報を発信する予定であります。

また、適時開示体制については取締役CFOを情報開示担当役員（適時開示責任者）として選任し、またAdministration Divisionを適時開示担当組織として、適時適切な開示を行えるよう体制を構築しております。

具体的な適時開示手続きとしましては、発生事実は情報発生部署の責任者(Manager職)からAdministration Division Managerに報告があった後、また、決算情報及び決定事実はAdministration Division Managerから情報開示担当役員に報告され、代表取締役社長に報告の後、取締役会に付

議されます。なお、代表取締役社長が不在の際には、取締役会決議によりあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集いたします。

その後、情報開示担当役員が取締役会決議に基づく開示指示を取締役会から受領し、直ちにTDnet及び当社ホームページに情報開示を行います。



## 【適時開示体制の概要（模式図）】

### 【情報伝達のフロー】

### 【開示書類作成のフロー】

### 【開示要否の判断フロー】

